

様式第2号（第7条関係）

介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
様式第二

① 様式第一の質問項目No.1～20 の20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10 の5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12 の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15 の3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20 の3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25 の5項目のうち2項目以上に該当

（注）この表における該当（No. 12 を除く。）とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当（No. 12 に限る。）とは、 $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$ が18.5未満の場合をいう。